

2020年（令和2年）1月21日

〒530-8551

大阪市北区野崎町5-9

株式会社読売新聞大阪本社

代表取締役 溝口 烈 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 間瀬・鈴木法律事務所

弁護士 鈴木 尉久

TEL : 078 - 351 - 1669

FAX : 078 - 351 - 1667

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、本申入書記載のとおり、申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を2020年(令和2年)2月28日までに文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴社において、貴社の発行する日刊新聞を戸別配達の方法により販売する販売業者が消費者との間で新聞購読契約を締結するに際し、下記の契約条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行うことのないように、同条項を契約書面から削除することを求めます。

記

「読売新聞購読申込契約書」の「注意事項」欄第3項記載の「購読料の改定が行われた場合は新購読料とさせていただきます。」との契約条項

第2 申入れの理由

1 貴社新聞購読料の値上げについて

貴社は、日刊新聞の発行を業とし、独占禁止法上の新聞特殊指定及び著作物再販適用除外制度を前提に、貴社の発行する日刊新聞を戸別配達の方法により販売する販売業者に対し、消費者との間で、一律に「読売新聞購読申込契約書」に基づき新聞購読契約を締結するように求めているところ、当該「読売新聞購読申込契約書」には、「注意事項」欄第3項に「購読料の改定が行われた場合は新購読料とさせていただきます。」との契約条項(以下、「本件一方的対価変更許容条項」といいます。)が不動文字で印刷されています。

貴社は、2019年(平成31年)1月1日より、朝刊・夕刊セット版の購読料を従前の月額4037円(消費税込み)から月額440

0円（消費税込み）に値上げしましたが、その値上げに際しては、本件一方的対価変更許容条項に基づき、購読者（消費者）の個別の同意をとることはなく当然に値上げ後の購読料を請求し、しかも、購読料の値上げを承服できないとする購読者（消費者）が新聞購読契約を解約することも認めないとの取り扱いをしています。

2 本件一方的対価変更許容条項の消費者契約法10条該当性

(1) 消費者契約法10条前段への該当

消費者契約法10条の「公の秩序に関しない規定」には、法律の明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれると解されているところ、契約法の一般原則によれば、事後的にその契約の内容を変更するためには、双方の当事者が変更同意することが必要であり、一方の当事者が相手方の同意を得ることなく一方的にその契約の内容を変更することは許されません。

本件一方的対価変更許容条項は、消費者の同意を得ることなく、契約内容である購読料の値上げを認めるものですから、一般原則に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項に該当します。

(2) 10条後段への該当

本件一方的対価変更許容条項は、以下の観点から、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当します。

記

ア 契約における目的物や対価は、当事者が意識的に検討した上で合意する契約の中心的部分であり、契約における拘束力の源泉ですから、相手方の合意なしに一方的に変更することを認める本件一方的対価変更許容条項は、そもそも契約法理に反する不当なものです。

イ 購読料の値上げをするか否か、その値上げの時期、その値上げの金額については、本件一方的対価変更許容条項を利用する貴社

(事業者)が一方的に決定し、購読者(消費者)は予想外の対価を支払うことになるものであり、当初合意した契約上の等価関係を一方的に貴社(事業者)が自己に有利に変更することを可能とするものですから、購読者(消費者)に一方的不利益を与える条項であるといえます。

ウ 本件一方的対価変更許容条項によって購読料が値上げされた場合、購読者(消費者)は、その値上げの是非を検討した上、同意できないと判断したときに新聞購読契約を解約して離脱する機会をまったく与えられておらず、貴社(事業者)の値上げの決定に一方的に屈服することを強いられているものであり、購読者(消費者)は一方的な不利益を押し付けられています。

エ 本件一方的対価変更許容条項は、契約締結後における後発的な費用の増加等の経済情勢の変動があった場合でも、増加費用を購読者(消費者)に押し付けて貴社(事業者)が利益を確保することを可能とし、本来事業者が負うべき採算性に関する判断リスクをすべて消費者に転嫁している点で不当なものです。

また、合意された購読料を際限なく値上げさせ、貴社(事業者)が、購読者(消費者)の経済的犠牲のもとに、利潤縮減を回避することにとどまらず、追加的な利潤獲得をすることも可能な体裁となっている点でも不当なものです。

オ 本件一方的対価変更許容条項は、対価変更の基準となるような客観的な経済指標や値上げの限度額、値上げを実行するための手続等を一切示しておらず、透明性原則に反しています。

第3 まとめ

以上のとおり、本件一方的対価変更許容条項は消費者契約法10条に該当する不当条項として無効であり、その使用は差し止められるべきものです。

そこで、当法人は、貴社に対し、「読売新聞購読申込契約書」の「注意事項」欄第3項記載の「購読料の改定が行われた場合は新購読料とさせていただきます。」との契約条項の削除を求める次第です。

以 上